

## 政務活動調査報告書

調査日	平成29年10月11日（水）
視察場所	川崎市 ソリッドスクエア西館
調査項目	かわさき健幸福寿プロジェクトについて
視察者名	井手瀬絹子 野島さつき
市の概要	面積：143.00 km <sup>2</sup> 人口：1,475,213人 人口密度：9,977.461人/km <sup>2</sup> 世帯：689,439世帯 経常収支比率：97.7% 実質公債費比率：7.5%

### 1、「かわさき健幸福寿プロジェクト」の概要

要介護状態の改善・維持は、介護保険制度のサービスが目標とするものの一つです。たとえ介護が必要になっても「したい」「やりたい」をあきらめないでほしいという願いを込めて平成26年4月に設置したのが、「かわさき健幸福寿プロジェクト」です。

要介護度等の改善・維持に積極的に取り組んだ介護サービス事業所を評価する仕組みにより、事業所全体のモチベーション向上、御利用者・御家族の要介護度等の改善・維持に対する意欲の向上などにより、介護サービスの質が向上していくことを目的とした川崎市独自の事業です。



### 2、何を評価するのか

「要介護度」「ADL」等の改善・維持を評価対象とします。

### 3、なぜ、要介護度の改善・維持を評価するのか

要介護度は利用者の状態像を表す重要な指標であり、介護保険の給付はその改善・維持に資するように行わなければならないとされています。（介護保険法第2条）

しかし、今の介護報酬体系では、要介護度の改善は事業収入の減少を招く場合があります。

川崎市では、要介護度等の改善・維持に資する質の高いケアを提供する事業者のインセン

ティブを付与することで取組み意欲の向上を促し、より質の高いケアが提供される好循環の構築を目指します。

#### 4、モデル事業の実施

平成 26 年 4 月に副市長を筆頭に、関係局長等で構成する川崎市要介護度等の改善・維持促進検討委員会を立ち上げ、外部アドバイザーからも貴重なご意見をいただきました。

＊第 1 次モデル事業（平成 26 年 10 月から 12 月）

- ・参加者 30 名・参加事業所 15 か所
- ・ADL の改善：20 名、維持：3 名悪化：7 名

＊第 2 次モデル事業（平成 27 年 6 月から 12 月）

- ・参加者 72 名・参加事業所 137 か所
- ・要介護度の改善：12 名、維持：46 名、悪化：14 名
- ・ADL の改善：20 名、維持：3 名、悪化：7 名

#### 5、本実施に向けた事業の方向性

高齢者の自立支援に向けた質の高いケアの実現のために、まずは、ケアに携わる関係者の総合的なチーム力が大きな影響を与えているのではないかと、という仮説に基づき、以下の方向性により第 1 期事業を実施。

- ① チームでの参加受付
- ② 要介護度の改善・維持に対するチーム単位の評価
- ③ チーム内の目標設定・情報連携等に関する調査

#### 6、第 2 期事業のスケジュール

平成 29 年 7 月 1 日から平成 30 年 6 月 30 日まで、1 年間のスケジュールで実施。  
プロジェクト期間終了後、表彰式を開催

#### 7、「かわさき健幸福寿プロジェクト」の特徴

● 「チームケア」による介護サービスの成果を評価

居宅介護支援事業所（ケアマネージャー）を中心とした、多職種の連携による相乗効果により、質の高いサービスの提供を行い、その成果について評価を行う事。

#### 8、評価方法・インセンティブ付与

① 成果指標

◆ 要介護度

プロジェクト参加時点と比べて、期間終了時点で改善した場合。

その他、改善に至らなかった場合であって、同一の要介護度を一定期間超えて維持した場合

### ◆ADL等

(変化を測るため、認定調査票における能力評価の調査18項目を指標として用いる)  
プロジェクト参加時点と比べて、期間終了時点で改善した場合。

(ADL改善の評価は、直近の要介護認定時に、川崎市の認定調査を受けている方に限る)

#### ②インセンティブ付与(第1期実績より)

- ◆報奨金 5万円(要介護度の改善・ADL等の一定以上の改善があった場合)
- ◆市が主催するイベントにおける認証シールの交付
- ◆成果を上げたことを示す認証シールの交付
- ◆市の公式ウェブサイト等への掲載
- ◆事例検討会等における公表

この他、第1期では、利用者の皆様にも「参加証」とキーホルダーの進呈

## 9、参加資格

### ①対象者の要件

- ・プロジェクトの趣旨を踏まえ、要介護度等の改善に向けた意欲のある方
- ・平成29年7月1日時点で要介護度1～5の認定を受けている方
- ・その他、次のいずれにも該当しない方
  - \*直近の要介護認定時と比較して、プロジェクト参加申請時点の心身状況に著しい改善がみられる方
  - \*給付制限等の対象となっている方

### ②参加資格(事業所)

市内に所在する全ての介護保険指定事業所が対象。複数の介護サービス事業所がケアに関わっている場合、居宅介護支援事業所が代表(申請者)となってチームとしての参加申請をする。

- ・単独での申し込み可能な事業所
  - \*介護老人福祉施設(地域密着型含む)、介護老人保健施設、介護療養型医療施設
  - \*特定施設入居者生活介護事業所、認知症高齢者グループホーム
  - \* (看護)小規模多機能型居宅介護事業所

## 10、第1期プロジェクト、インセンティブ対象事業所数

\*246事業のうち、複数の利用者が参加されている事業所もあり、総数は延べ、427事業所

\*報奨金は要介護度改善の79事業所とADL5ポイント改善の8事業所を合わせ、  
87事業所

\*利用者214名のうち、報奨金対象者は38名

\*報奨金対象者以外で要介護度を維持され、または、ADLの1ポイント以上4ポイント未満改善に方が、108名、改善・維持以外の方が68名

## 11、表彰イベントの開催

- ・平成 29 年 8 月 25 日（金）
- ・エポックなかはら 大ホールで開催
- ・参加者・・・15 名の参加者及びご家族、69 事業所の代表者に登壇

## 12、利用者・家族への影響

- ・事業に参加したことによる影響は、「あった」が 6 割、「なかった」が 3 割
- ・プラス面の影響の内訳
  - 「日常生活動作 ADL で少しでも能力向上した項目があった」が約半数
  - 「ご本人の意欲が向上した」が 4 割台
  - 「ご家族の意欲が向上した」と「ご家族の負担軽減につながった」が 2 割強
- 最も多かった ADL で能力向上した項目の内訳では、「移動」が 7 割

## 13、事業所の行動変化に関するプラス面の影響

- ・「あった」が 7 割強（413 件中 294 件）
- ・「職員が改善を意識した視点を持つようになった」が 6 割を超えている
- ・「職員の意欲が向上した」と「職員の視野が広がり、ケア内容に幅が出てきた」が 3 割

## 14、チーム単位による効果

- ・事業所から利用者・家族への個別アプローチの強化が「あった」が 8 割
- ・多職種・他事業所との連携強化（プラス面）
- ・マイナス面の影響は「なかった」が 7 割強、「職員間で意識の統一がうまくできず、取組姿勢にばらつきが出た」が 4 割

## 15、第 1 期プロジェクト・総括と課題点

- ・プロジェクト参加時における事務手続きの煩雑さ
- ・本人・御家族の同意を得ることに時間を要する
- ・利用者のモチベーションの維持
- ・チームケアへの理解と事業所の新規参加の促進

### 第 2 期プロジェクトへ向けた改善点

- ・参加要件の緩和手続きの簡素化
- ・プロジェクトの趣旨について利用者、御家族、事業所その他市民に向けて広報を実施
- ・参加利用者に対する参加の証カードやキーホルダーの配布
- ・第 1 期参加事業所への継続した取組を促すとともに、新規事業所に対し、戸別訪問等を行い、チームケアへの理解など、取組趣旨の説明と参加意向の確認を行った

## 16、第2期プロジェクト実施概要

- ・実施期間：平成29年7月1日～平成30年6月30日
- ・参加目標人数等：事業所数＝300事業所  
参加者数＝400人

＊申請者数（平成29年10月2日現在）：事業所数＝303事業所  
参加者数＝429人

＊10月31日まで参加募集

## 17、介護報酬へのアウトカム評価導入に向けた先行自治体

- ・介護給付費の増大を抑えつつ、要介護者等の状態を改善または維持させることを目指し、要介護者の「自立」を推進するため、平成27年度に岡山市が中心となって、「介護サービス質の評価先行自治体協議会」を立ち上げている。
- ・参加自治体：岡山市、品川区、江戸川区、福井県、名古屋市、滋賀県、川崎市

## 18、協議会の活動実績

- ・インセンティブ付与を実施している自治体の取組状況に関する情報を共有、持続可能な介護保険制度に向けた政策提言を行う→平成28年12月・厚生労働副大臣)
- ・アウトカム評価を各自治体の独自事業に留まらせるのではなく、介護報酬に導入し、介護保険制度を要介護者等の状態改善に向けたものにするべく要望行動を実施→平成29年9月・厚生労働事務次官、医療技監、老健局長)

### <所感>・・・井手瀬絹子

介護サービスにより、高齢者の要介護度や日常生活動作（ADL）が改善した場合、介護事業者に報奨金などのインセンティブを付与する自治体が増えています。その取り組みを行っている川崎市の「健幸福寿プロジェクト」を勉強させて頂きました。

このプロジェクトは、要介護状態の改善・維持に意欲のある高齢者に対し、介護事業者がチームを作り、1年間リハビリなどを含むケアを実施し、その結果、要介護度やADLの改善に一定の成果があった場合、市がチームの各事業者に報奨金5万円の支給や市長表彰などを行う仕組みです。

現在の介護保険制度では、サービス利用者の要介護度が重くなるに従い、介護事業所にとっては、質の高いサービスで要介護度が改善するほど受け取る報酬が少なくなるという問題があります。そこで、川崎市は、利用者の「したい」「やりたい」を支える介護サービス事業所を応援するため、市独自に要介護度等の改善・維持に積極的に取り組む事業所を評価し、報奨金などのインセンティブを付与するという仕組みを作りました。これは、介護事業者の意欲を引き出すのが狙いです。モデル事業を実施することで、方向性を明確にし、中間調査を通して検証、マイナスの影響から課題を割り出し改善点を明確にしています。

この取り組みの重要な点は、介護給付費の増大を抑えつつ、要介護者等の状態を改善又は

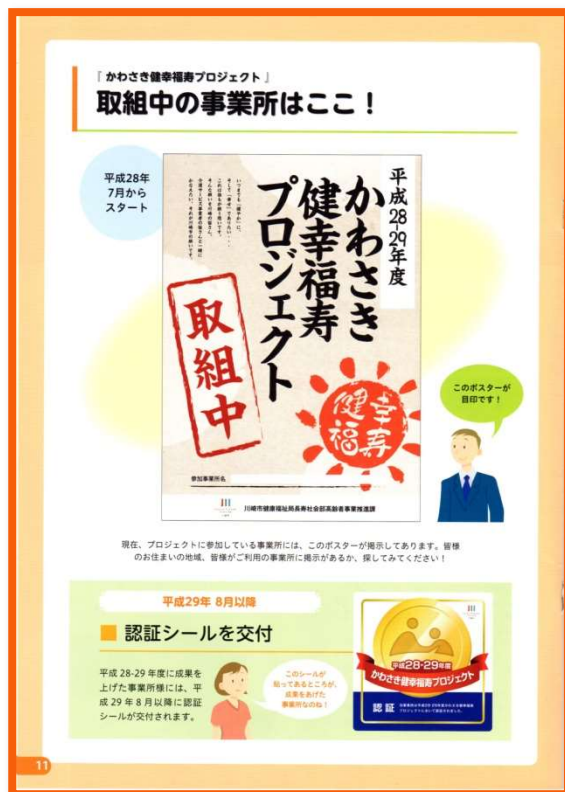
維持させることを目指し、要介護者等の「自立」を推進することです。そのため、岡山市を中心に「介護サービス質の評価先行自治体協議会」を立ち上げ、インセンティブ付与実施自治体の取り組み状況に関する情報を共有、持続可能な介護保険制度に向けた政策提言を行うなど、アウトカム評価を各自治体の独自事業の留まらせるのではなく、介護報酬に導入し、介護保険制度を要介護者等の状態改善に向けたものにするための国に対する行動を行っていることです。国は、18年度の介護報酬改定で「効果のある自立支援について評価を行う」ことを明記し重度化防止のため、保険者機能がさらに強化され要介護度が改善した自治体に財政的インセンティブの付与が設けられることになりました。国の動向と併せて川崎市のように市独自のインセンティブを事業者に直接付与する事は、事業者のモチベーションを引き出す最短の方法ではないかと実感しました。介護に関係する方から「事業者はプロだから改善・維持は当たり前」とのお話を伺いました。現在の国の制度が改善するほど受け取る報酬が減るという状況である以上、改善や維持を認めて具体的に評価してあげることが大切なのではないでしょうか。その意味から、「かわさき健幸福寿プロジェクト」は、とても重要な取組と実感しました。本市も取組の重要さは理解していただきましたが、その実行のための市役所の職員の不足と事業所の介護人材不足という大きな壁に遮られてしまいました。「介護人材の確保」の課題解決に本腰で取り組まなければ、どんな素晴らしい仕組みづくりをしても、絵に描いた餅になってしまいます。介護事業所としての処遇改善、職場改善等の取り組み、また行政としての介護人材確保の取り組みに、先進地を勉強し提案してまいります。

### <所感>・・・野島さつき

「かわさき健幸福寿プロジェクト」は、介護サービスを利用されている方に、要介護度等の改善・維持を通じて、介護が必要になっても、「やりたいこと」をあきらめず、「自分らしい生活」を送っていただく事を目的としています。

プロジェクトでは、要介護状態の改善・維持に意欲のある高齢者に対し、介護事業者がチームをつくり1年間、リハビリなどを含むケアを実施します。その結果、要介護度や日常生活動作（ADL）の改善・維持に一定の成果があった場合、市がチームの各事業者に報奨金5万円の支給や市長表彰などを行う仕組みになっています。成果を上げた事を示す認証シールや川崎市公式ホームページ等に掲載し、広く市民に発信しています。

介護保険制度では、サービス利用者の要介護度が重くなるに従い、介護事業者に支払われる報酬は高くなります。このため、介護事業者にとっては、質の高い介護サービスで要介護度が改善するほど収益が減ることになります。



プロジェクトは、こうした要介護度の改善・維持に向けた取り組みを評価し、報奨金などでインセンティブ（動機付け）を与えることで、介護事業者の意欲を引き出すのが狙いとしています。2016年度から本格的に始まり、同年度は高齢者214人にケアを行いました。

市の調査報告によれば、参加した利用者・家族の6割が、「ADLが改善された」などプラスの影響があったと回答しています。また、介護事業者も約7割が、「職員が『改善』を意識した視点を持つようになった」など肯定的に捉えています。市高齢者事業推進課は、「プロジェクトに参加した介護事業者の意識が向上し、利用者の双方にプラスの影響を与えている」と評価をしています。

2017年7月から第2期プロジェクトがスタートしていますが、第1期より事業者数、参加者数ともに上回っているそうです。

要介護状態の高齢者には、適切なりハビリや訓練をすれば歩く能力がアップしたり、オムツを使わずに暮らせるようになる人は多くいるといえます。しかし、現行の介護報酬において、自立を支援する仕組みとなっていないため、なかなか広がらないのが課題となっているようです。

政府も、川崎市のような自治体の動きを受け、6月にまとめた成長戦略「未来投資戦略2017」で、介護の自立支援・重度化防止を柱の一つに据えています。

そこには、

- ・どのような状態に対してどのような支援をすれば自立につながるか明らかにし、自立支援等の効果が科学的に裏付けられた介護を実現するため、必要なデータを収集・分析するためのデータベースを構築する。本年度中にケアの分類法等のデータ収集様式を作成し、来年度中にデータベースの構築を開始し、2019年度に試行運用を行い、2020年度の本格運用開始を目指す。

- ・データ分析による科学的な効果が裏付けられた介護サービスについては、2021年度以降の介護報酬改定で評価するとともに、そうしたサービスが受けられる事業所を厚生労働省のウェブサイト等で公表し、国民に対する「見える化」を進める。

とあります。

質の高いサービスを提供する介護事業者を選べば、要介護状態から改善する可能性があることを広く周知することで、利用者にとっては、住み慣れた地域や自らが望む場所で「自分らしい生活」を続けられる希望を持つことができます。また介護事業者にとっては、事業所



の努力や工夫をしっかりと評価されることで、事業所のモチベーション向上やスキルアップによるサービスの質の向上が期待できます。その好循環を生み出すことで、介護給付費を抑えることにも繋がります。

国は 2018 年度の介護報酬改定で「効果のある自立支援について評価を行う」と明記し、今後議論する方針のようですが、本市においても利用者、家族、介護事業者が同じ目標をもつことで信頼関係を深め、安心して「改善・維持」に取り組める仕組みを 1 日も早く構築していくと共に、介護従事者がやりがいの持てる処遇改善にも力をいれ、介護離職の防止にも取り組んでいく必要性を強く感じました。

以 上